

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人藤田馨の上告趣意について。

所論は、事実誤認の主張であるから、刑訴四〇五条に当らないし、また、同四一条を適用すべきものとも認められない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号に従い、裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二六年三月八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	齋	藤	悠	輔
裁判官	眞	野		毅
裁判官	岩	松	三	郎